

学校施設整備指針の改訂について

平成 21 年3月

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

はじめに

本調査研究は、平成20年6月に小学校で発生した屋上の天窓からの転落事故を契機として開始されました。本協力者会議では、平成20年8月以降これまで関係各分野の専門家により学校施設の安全対策について検討を重ねるとともに、現行の「学校施設整備指針」についてどのような改訂を行うことが望ましいかについても検討を行ってきました。

検討の過程では、本協力者会議の下に「学校施設安全対策部会」を設け、平成20年8月には、文部科学省に別に設けられている「学校安全教育資料作成協力者会議 生活安全部会」との合同で「学校施設における転落事故防止の留意点」を取りまとめました。

その後、本協力者会議では、学校施設内の様々な場所で起こる事故全般（転落、衝突、転倒、挟まれ、落下物及び遊具）を対象に、学校施設を計画・設計する際の事故防止に関する留意点や学校施設の利用段階での事故防止に関する留意点について検討を進め、この度、「学校施設における事故防止の留意点について」取りまとめましたが、その検討の結果を踏まえて、特に「学校施設整備指針」に反映させるべき点を示したのが本報告であります。

本報告に基づき、速やかに「幼稚園施設整備指針」、「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」、「高等学校施設整備指針」及び「特別支援学校施設整備指針」の改訂が行われること、そして、子どもたちの教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第です。

平成21年3月

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

主 査 辻 村 哲 夫

学校施設整備指針の改訂について

目次

第1編	小学校施設編	1-1
第2編	中学校施設編	2-1
第3編	幼稚園施設編	3-1
第4編	高等学校施設編	4-1
第5編	特別支援学校施設編	5-1

参考資料

第 1 編 小学校施設編

※本編は、小学校施設整備指針の事故防止関連部分についての記述を中心に必要な見直しを加えたものである。

第1章 総 則

第1節 学校施設整備の基本的方針

2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮することが重要である。

第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (2) 児童等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 児童の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。
- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、児童が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。
また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。
- (3) 児童の多様な行動に対して、万が一事故が発生しても、その被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。
- (4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各学校へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進することが重要である。
- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維

- 持していく面からも重要である。
- (8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な計画の必要性

- (1) 当該地域における中・長期の小学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (2) 建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。
- (5) 死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。

第2節 配置計画

第1 全体配置

2 配置構成

- (6) 防犯及び事故防止の観点から，死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- (1) 校舎等は，3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし，やむを得ず4，5階建規模の小学校校舎，又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には，低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし，その上で，優れた立体化の手法により，周辺地域との関係，施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

第4 その他の施設

1 門

- (1) 児童の安全上及び教育上支障がなく，周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止，事故防止等の観点から，職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく，死角とならない位置に門を設置することが重要である。

4 サービス施設

- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は，適切な位置に，安全性に十分配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

2 動線等

- (3) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。

第2 学習関係諸室

4 特別支援学級関係室

- (4) 障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。

5 通級による指導のための関係室

- (4) 通級による指導を受ける児童の障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。

第5 共通空間

3 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるような規模、配置等を計画することが重要である。
- (2) 児童の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。
- (3) エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を、適切な位置に計画することが重要である。その際、階段との位置関係に留意することが重要である。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

4 安全・防犯対策

児童が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

5 複合化・高層化への対応

(2) 都市化の進展等に伴い、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した施設計画とすることが重要である。

6 学校用家具

机やイス、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、多様な学習形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、児童の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

(5) 特別教室に付設される準備室は、教科に係る教師の執務及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。

2 普通教室

(6) 観察台、展示台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし、併せて、墜落防止に配慮することが重要である。

7 理科教室

(2) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための空間を確保することが重要である。

(6) 薬品を安全に収納し管理することのできる空間を準備室内に設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

10 図画工作教室

(2) 収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保することが重要である。

(4) 工作用の機械等を児童が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。

(6) 揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管し、また、製作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが重

要である。

1 1 家庭教室

- (2) 必要に応じ、調理や被服に係る実習のための器材、道具、教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。――
- (6) 実習のための教室に隣接して、教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を計画することが重要である。また、必要に応じ被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが望ましい。

第3 屋内運動施設等

2 屋内運動場

- (4) 上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分な安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ることが重要である。

3 屋内プール

- (3) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (4) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (5) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (7) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第5 共通空間

1 昇降口、玄関等

- (1) 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入できる面積、形状等とすることが重要である。

2 便所、手洗い、流し等

- (5) 手洗い、流し等は、通行部分が濡れるような配置は避け、まとまりのあるコーナーとして計画することが望ましい。

4 廊下、階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
- (2) 廊下の曲がり角等、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。
- (6) 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するように設計することが重要である。
- (2) 児童の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。
また、本来、児童が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
- (3) 地震、暴風時等における家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため、適切な仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。
- (4) 特に、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

4 耐用性

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるように設計することが重要である。その際、児童の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (3) 児童の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講ずるよう設計することが重要である。

2 材質

- (3) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。
なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。
- (7) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質の

ものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

3 天井、壁等

- (2) 壁には、児童の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物は設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、児童の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。
- (3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である
- (4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

4 床

- (1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 階段は、段を確実に認識できるように、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。
- (3) 障害のある児童、教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動できるように、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (4) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。
- (5) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (2) 児童等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対し破壊、脱落等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、児童の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。
- (5) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。
また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。
- (6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できよう、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 児童の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、児童の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (6) 墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、児童の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
- (7) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (8) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (9) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の児童の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。
また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。
- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合には、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (5) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、児童に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

- (3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

(1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。

3 屋根, 外壁等

(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。

(2) 児童の活動空間に面する部分は、児童の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、児童の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。

(5) 犬走りやテラスその他児童が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

1 共通事項

(1) 書棚, 可動式物入れ, その他の重量物等は重ねないことを原則とし, 地震時や児童の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。

(2) 児童の多様な行動, 頻繁な使用に対し, 十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに, 児童の人体寸法にあった家具を計画することが重要である。

第6 その他

1 屋上

(1) 屋上を利用する計画とする場合は, 利用目的に応じ, 床の材料, 工法等を適切に計画し, 設計することが重要である。

(2) 保守点検が行いやすく計画するとともに, 地域特性や環境条件等を考慮しつつ, 太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。

(4) 屋上を利用する計画とする場合は, 行われる活動内容・活動形態に応じ, 必要な防球ネット, 保護ネット・柵等を設けるなど, 墜落事故に対し, 十分安全性を確保した計画とすることが重要である。。

(5) 屋上への出入口は, 児童が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。

(6) 塔屋等のタラップについては, 児童等が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー, テラス, 吹抜け

(2) 円滑な移動と墜落防止のために, 適切な高さ十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。

(3) 笠木や手すりは, 勾配を適切に設定するなど, 上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

(1) 水槽及び便所, 更衣室, シャワー室等の附属施設の各部には, 耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に揮発性のある消毒剤によりプール室の天井, 壁等が腐食することのないよう留意することが重要である。特に, 水槽は安全かつ衛生的であるとともに, 維持管理のしやすいものとすることが重要である。

(4) プール及び付属施設の床は, 十分な耐水性があり, 濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また, 危険な突起等のない平滑な表

面とし、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

4 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さで十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、児童の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。
- (2) 廊下・階段等の手すりは、児童が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないように終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある児童や教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。
- (2) 屋外における活動内容及び学年段階に応じた児童の人体寸法，動作寸法，行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し，設計することが重要である。
- (3) 現存する森，樹木，池等や自然の傾斜，段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し，設計することが望ましい。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (4) 屋上に運動施設を計画する場合は，安全管理面に十分留意しつつ，運動の内容等に適した機能を確保するよう形状，仕上げ等を計画することが重要である。その際，活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 屋外運動場

- (2) 構造及び仕様は，表面が平滑で，適度な弾力性を備え，適度の保水性と良好な排水性を確保するよう計画し，設計することが重要である。
- (3) 表層部分の材質は，けがの防止，維持管理の方法，ほこりの発生防止等に十分留意しつつ，運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には，気候・土壌条件，維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (4) 固定施設等は，児童の発達段階，利用状況等に応じ，必要な種類，数等を検討して，児童のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に，朝礼台や金属のポール等は必要に応じ，カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また，児童の想定外の使い方による落下，衝突，転倒などに配慮することが望ましい。
- (5) 固定施設等については定期的に安全点検を行い，破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。
- (6) 固定施設等は，設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し，陸上運動やゲーム，ボール運動などの実施に支障とならないよう周辺部等にまとめて配置することが重要である。

3 低学年用屋外運動場

- (3) 運動場の各部は，児童のみで利用しても十分な安全性を確保できるよう留意して計画することが重要である。
- (5) 固定施設等は，児童の発達段階，利用状況等に応じ，十分安全であるとともに，運動技能の向上につながるよう計画することが望ましい。
- (6) 揺れ，回転，滑降等を伴う固定施設等の設置については，安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。

4 屋外プール

- (2) 水深については、適正な深さで、急激に変化しないよう計画し、見やすい位置に水深を表示することが重要である。また、低学年児童の利用、児童の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (4) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (5) プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。
- (6) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (7) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (9) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第5 その他の屋外施設

1 門

- (3) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉することができるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。

2 囲障等

- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性能

- (1) 児童等が学習，生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し，十分な安全性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し，十分安全な構造を計画し，設計することが重要である。
特に，桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保することができるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し，十分な耐久性を確保できるように設計することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

3 非構造部材等の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

第5 その他

3 屋外施設

- (1) フェンス，バックネット，大型ポール等を設ける場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において児童等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮して計画し、設計することが重要である。
- (2) 児童の誤っての接触や教材・教具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し、設計することが重要である。また、機器等の設置及び配管は、地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。

第2 照明設備

2 室内照明設備

- (5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じることが重要である。特に、運動を行う室・空間の照明設備は、破損・落下防止の措置を講じるとともに、活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

第7 防災設備

- (5) 防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、児童等に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

第2編 中学校施設編

※本編は、中学校施設整備指針の事故防止関連部分についての記述を中心に必要な見直しを加えたものである。

第1章 総 則

第1節 学校施設整備の基本的方針

2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

生徒等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮することが重要である。

第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (2) 生徒等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。

- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、生徒が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (3) 生徒の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。
- (4) 外部からの来訪者を確認でき不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システムを各学校へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進することが重要である。
- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維

- 持していく面からも重要である。
- (8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な計画の必要性

- (1) 当該地域における中・長期の中学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性をを図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。
- このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (2) 建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。
- (5) 死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。

第2節 配置計画

第1 全体配置

2 配置構成

- (6) 防犯及び事故防止の観点から，死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- (1) 校舎等は，4階以下の建物として計画することが望ましい。ただし，やむを得ず5，6階建規模の中学校校舎，又は5階建以上の複合施設の中学校校舎を計画する場合には，低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし，その上で，優れた立体化の手法により，周辺地域との関係，施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

第4 その他の施設

1 門

- (1) 生徒の安全上及び教育上支障がなく，周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止，事故防止等の観点から，職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく，死角とならない位置に門を設置することが重要である。

4 サービス施設

- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は，適切な位置に，安全性に十分配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

2 動線等

- (4) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。

第2 学習関係諸室

4 特別支援学級関係室

- (4) 障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。

5 通級による指導のための関係室

- (4) 通級による指導を受ける生徒の障害の特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置に計画することが重要である。

第5 共通空間

3 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるような規模、配置等を計画することが重要である。
- (2) 生徒の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。
- (3) エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を、適切な位置に計画することが重要である。その際、階段との位置関係に留意することが重要である。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

4 安全・防犯対策

生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

5 複合化・高層化への対応

(2) 都市化の進展等に伴い、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した施設計画とすることが重要である。

6 学校用家具

机やイス、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、多様な学習形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、生徒の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

(5) 特別教室に付設される準備室は、教科に係る教師の執務及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。

7 理科教室

(2) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための空間を確保することが重要である。

(6) 薬品を安全に収納し管理することのできる空間を準備室内に設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

(7) 有害物質を浴びた場合等に備え、緊急用シャワーや洗眼装置等を設置することも有効である。

9 美術教室

(2) 収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保することが重要である。

(4) 工作用の機械等を生徒が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。

(6) 揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管し、また、製作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが重要である。

1 1 家庭教室

- (2) 必要に応じ、調理や被服に係る実習のための器材、道具、教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (8) 実習のための教室に隣接して、教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を計画することが重要である。また、必要に応じ被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが望ましい。

第3 屋内運動施設等

2 屋内運動場

- (4) 上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ることが重要である。

4 屋内プール

- (2) 水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (3) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (4) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (6) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第5 共通空間

1 昇降口、玄関等

- (1) 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入できる面積、形状等とすることが重要である。

2 便所、手洗い、流し等

- (5) 手洗い、流し等は、通行部分が濡れるような配置は避け、まとまりのあるコーナーとして計画することが望ましい。

4 廊下、階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅員、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
- (2) 廊下の曲がり角等、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。
- (6) 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するように設計することが重要である。
- (2) 生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。
また、本来、生徒が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
- (3) 地震、暴風時等における家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため、適切な仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。
- (4) 特に、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

4 耐用性

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるように設計することが重要である。その際、生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (3) 生徒の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講ずるよう設計することが重要である。

2 材質

- (3) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。
なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。
- (7) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質の

ものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

3 天井、壁等

- (2) 壁には、生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物は設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。
- (3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。
- (4) 運動を行う空間の天井及は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

4 床

- (1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。
- (3) 障害のある生徒、教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動ができるよう、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (4) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。
- (5) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (2) 生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対し破壊、脱落等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。
- (5) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の非常災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を生かし、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。
また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。
- (6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できよう、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、生徒の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (6) 墜落の恐れのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、生徒の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
- (7) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (8) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (9) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落事故防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の生徒の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。
また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。
- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合には、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (5) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

- (3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

- (1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。

3 屋根, 外壁等

- (1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。
- (2) 生徒の活動空間に面する部分は, 生徒の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に, 壁や柱などの出隅部分は, 生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。
- (5) 犬走りやテラスその他生徒が通行する部分には, 危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

1 共通事項

- (1) 書棚, 可動式物入れ, その他の重量物等は重ねないことを原則とし, 地震時や生徒の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。
- (2) 生徒の多様な行動, 頻繁な使用に対し, 十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに, 生徒の人体寸法にあった家具を計画することが重要である。

第6 その他

1 屋上

- (1) 屋上を利用する計画とする場合は, 利用目的に応じ, 床の材料, 工法等を適切に計画し, 設計することが重要である。
- (2) 保守点検が行いやすく計画するとともに, 地域特性や環境条件等を考慮しつつ, 太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。
- (4) 屋上を利用する計画とする場合は, 行われる活動内容・活動形態に応じ, 必要な防球ネット, 保護ネット・柵等を設けるなど, 墜落事故に対し, 十分安全性を確保した計画とすることが重要である。
- (5) 屋上への出入口は, 生徒が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。
- (6) 塔屋等のタラップについては, 生徒等が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー, テラス, 吹抜け

- (2) 円滑な移動と墜落防止のために, 適切な高さで十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。
- (3) 笠木や手すりは, 勾配を適切に設定するなど, 上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

- (1) 水槽及び便所, 更衣室, シャワー室等の附属施設の各部には, 耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に揮発性のある消毒剤によりプール室の天井, 壁等が腐食することのないよう留意することが重要である。特に, 水槽は安全かつ衛生的であるとともに, 維持管理のしやすいものとすることが重要である。
- (4) プール及び付属施設の床は, 十分な耐水性があり, 濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また, 危険な突起等のない平滑な表面とし, 適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

4 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さと十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。
- (2) 廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある生徒や教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (2) 屋外における活動内容及び生徒の人体寸法、動作寸法、行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (3) 現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することが望ましい。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (4) 屋上に運動施設を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 フィールド・トラック

- (2) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、適度の保水性と良好な排水性を確保するよう計画し、設計することが重要である。
- (3) 表層部分の材質は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (4) 固定施設等は、生徒の発達段階、利用状況等に応じ必要な種類、数等を検討して、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、生徒の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (6) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上運動やサッカー等の球技などの実施に支障とならないよう周辺部等にまとめて配置することが重要である。

4 屋外プール

- (2) 水深については、適正な深さで、急激に変化しないよう計画し、見やすい位置に水深を表示することが重要である。また、生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (3) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (4) プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度

- の弾力性をもつように設計することが望ましい。
- (5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
 - (6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
 - (8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第5 その他の屋外施設

1 門

- (3) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉することができるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。

2 囲障等

- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 生徒等が学習，生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し，十分な安全性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し，十分安全な構造を計画し，設計することが重要である。
特に，桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保することができるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し，十分な耐久性を確保できるように設計することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

3 非構造部材等の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

第5 その他

3 屋外施設

- (1) フェンス，バックネット，大型ポール等を設ける場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において生徒等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性，防犯性など安全性を考慮して計画し，設計することが重要である。
- (2) 生徒の誤っての接触や教材・教具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して，機器，操作装置等の設置位置，高さ，仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し，設計することが重要である。また，機器等の設置及び配管は，地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生ずることのないよう計画し，設計することが重要である。

第2 照明設備

2 室内照明設備

- (5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに，必要に応じ，破損防止の措置を講じることが重要である。特に，運動を行う室・空間の照明設備は，破損・落下防止の措置を講じるとともに，活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

第7 防災設備

- (5) 防火シャッターについては，維持管理体制にも十分留意しつつ，生徒等に対する危害防止対策として，閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ，音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

第3編 幼稚園施設編

※本編は、幼稚園施設整備指針の事故防止関連部分についての記述を中心に必要な見直しを加えたものである。

第1章 総 則

第1節 幼稚園施設整備の基本的方針

2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保

発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、幼児期の特性に応じて、また、障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮することが重要である。

第2節 幼稚園施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (2) 幼児等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 幼児の安全確保を図るため、幼稚園内にあるすべての施設・設備について、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。

- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、幼児が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (3) 幼児の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。
- (4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システムを各幼稚園へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい幼稚園施設づくりを推進することが重要である。
- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。

- (8) 幼稚園施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点からの計画の策定

- (1) 多様な教育活動の実施、安全性への配慮、地域との連携を考慮するとともに、当該地域の幼児数や保育ニーズの将来動向、幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ、総合的かつ長期的な視点から施設の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 幼稚園施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 特色ある教育内容や指導方法等を反映し、地域と連携した幼稚園運営が行われるよう、企画の段階から教職員・保護者・地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換を行うことが重要である。

このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

第2章 施設計画

第1節 園地計画

第1 園地環境

1 安全な環境

- (2) 建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差，深い池などのない安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。
- (6) 死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。

第2節 配置計画

第2 配置構成

- (1) 幼児の主体的な活動を促したり，安全でゆとりと潤いのある環境を整備するためには，園舎，園庭，半屋外空間等の各施設は，一体的に活用できる配置とすることが重要である。
- (6) 防犯及び事故防止の観点から，見通しがよく，死角が生じないよう園舎，園庭，半屋外空間等の各施設の配置を計画することが重要である。また，防犯上の安全性を確保するため，幼児の活動範囲の明確化，敷地境界から園舎までの距離の確保，保育室と職員室等との位置関係に配慮することが重要である。
- (10) 避難階以外の階を幼児が利用する計画とする場合には，緊急時の幼児の避難に十分配慮した計画とすることが重要である。

第3章 園舎計画

第1 基本的事項

1 高機能かつ柔軟な計画

(5) 多様な保育空間等を確保するために、中庭、屋上など園舎周りの屋外空間や半屋外空間を、安全管理面に十分留意しつつ積極的に取り入れた構成とすることが望ましい。

3 安全かつ円滑な動線に配慮した計画

(3) 園具、遊具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。

4 安全・防犯対策

幼児が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

5 多様な教育内容・保育形態に対応する家具の計画

(1) 机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の家具については、多様な保育形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画するとともに、幼児の人体寸法に十分留意することが重要である。この際、地震等による教具等の落下や家具の転倒、幼児の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

4 教材・器具庫

(1) 空間構成、位置等

① 身近な様々な対象が幼児のための教材となり得ることから、教材・園具等の種類、数量等に応じた必要な規模を確保するとともに、適切な運搬経路を確保できる位置に計画することが重要である。

(2) 面積、形状等

① 各種設備、機器、教材等を効果的に配置、収納し、利用できる面積、形状とすることが重要である。

第3 共通空間

1 昇降口、玄関等

(2) 面積、形状等

① 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状等とすることが重要である。

2 廊下、階段等

(1) 空間構成、位置等

① 廊下、階段、スロープ等は、安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。

- ② 安全性の確保に留意しつつ、幼児等が多様な活動、交流を展開する場としても活用できるように、廊下、階段等を計画することが望ましい。
 - ③ 階段の踊り場や廊下にゆとりを持たせることにより、例えば幼稚園を紹介するためのギャラリーや多様な情報を交換する場として計画することも有効である。
- (2) 面積、形状等
- ① 必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
 - ② 車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積を確保し、段差がある箇所はスロープ等を設置することが望ましい。
 - ③ 廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫をすることが。
 - ④ 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

4 水飲み、手洗い等

(1) 空間構成、位置等

- ① 水飲み場、手洗い場は、保育室、食事のための空間、運動スペースの付近など園内の必要な場所に分散して計画することが重要である。また、通行部分が濡れるような配置は避けて計画することが望ましい。

第4 家庭・地域連携空間

2 子育て支援室

(2) 面積、形状等

- ② 乳幼児は床を這う、寝転ぶ、座る等の行動をとることに留意し、床材の選択やコンセントの仕様等については、安全性や衛生面に十分配慮することが望ましい。

第4章 園庭計画

第1 基本的事項

1 教育環境の向上

- (1) 幼児期の心身の発達、人体寸法、動作寸法、行動特性等を勘案して、幼児が自発的、自主的な活動を展開できるように、防災性や防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (2) 園庭を構成する各施設部分について、指導方法、幼児の多様な活動内容や利用頻度等を十分勘案した適切な空間構成、配置等を計画することが重要である。
- (5) 幼児の自然体験を豊かにするため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜、段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することが望ましい。

第2 運動スペース

- (3) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (4) 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (6) 屋上で運動する計画とする場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

第3 遊具

- (1) 固定遊具等は、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや衛生面も考慮しつつ、幼児数や幼児期の発達段階、利用状況、利用頻度等に応じ必要な種類、数、規模、設置位置等を検討して、幼児のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、幼児の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (2) 固定遊具、可動遊具ともに定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。とりわけ、揺れ、回転、滑降等を伴う遊具の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。
- (3) 固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。
- (4) 幼児の興味や関心、遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。

2 樹木

- (5) 安全性に留意しつつ、木登りなどの遊びができる樹種を選定することも有効である。

第6 門, 囲障等

1 門

- (1) 幼児の安全上及び教育上の支障がなく, 周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (4) 門扉を設ける場合には, 開閉方法, 形状, 重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに, 心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。
- (5) 不審者の侵入防止や犯罪防止, 事故防止等の観点から, 死角とならない場所に配置し, 門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。また, 防犯カメラや赤外線センサー, インターホン等の防犯設備を, 必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

2 囲障等

- (6) 囲障・防護ネット, フェンス等については, 十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性を重視した設計

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。
- (2) 幼児の活動や園具、遊具等の移動を考慮し、床、壁等は十分な強度と適度な弾力性を備えた材質、工法とすることが重要である。
- (3) 幼児の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うことが重要である。また、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保するため、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。
また、本来、幼児が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
- (4) 地震、暴風時等における家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため、適切な仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。

4 耐用性に配慮した設計

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるよう設計することが重要である。
その際、幼児の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (3) 上階部の外部や吹き抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (3) 幼児の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。

2 材質

- (2) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (3) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。
- (4) 調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。
- (7) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質の

ものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸^{ふりく}や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

3 天井、壁等

- (2) 壁には、幼児の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。
- (3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。
- (4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

4 床

- (1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。
- (3) 障害のある幼児、教職員、保護者及び幼稚園開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動ができるよう、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (4) 床は、幼児が這う、寝転ぶ、座る等の行動に対して、安全な仕上げとすることが重要である。
- (5) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。
- (6) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (2) 幼児等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して破壊、脱落等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。
- (5) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、暴風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。
また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。

- (6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 幼児の教育の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、幼児の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (6) 墜落のおそれのある窓は、幼児の目の高さに留意し、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、幼児の墜落防止等のために、必要に応じ、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
- (8) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (9) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (10) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の幼児の避難や、幼稚園開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。
また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないよう敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。
- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止することができる設計とすることが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (5) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、幼児に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

- (3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要で

ある。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

(1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。

3 屋根、外壁等

(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。

(2) 幼児の保育空間に面する部分は、幼児の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、幼児の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。

(6) 犬走りやテラスその他幼児が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 家具・遊具

(1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や幼児の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。

(2) 幼児の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、幼児の人体寸法にあった家具や遊具等を計画することが重要である。

第6 その他1 屋上

(1) 屋上を利用する場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。

(2) 保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。

(3) 地域の景観等を考慮した形状において計画することも有効である。

(4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。

(5) 屋上への出入口は、幼児が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。

(6) 塔屋塔のタラップについては、幼児等が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

(7) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さ十分な強度を持った腰壁や手すりを設計することが重要である。

(8) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等の笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

2 手すり

(1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さ十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらぬ設計とするなど、幼児の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。

- (2) 廊下・階段等の手すりは、幼児が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突時の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある幼児や教職員、保護者及び幼稚園開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるように滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 幼児等が遊びや生活の場として一日の大半を過ごすだけでなく幼稚園開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (3) 多様な保育形態に対応する上で必要とされる幼稚園固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。
特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保することができるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し、十分な耐久性を確保できるように設計することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

3 非構造部材等の耐震化対策

園舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

第5 その他

3 屋外施設

フェンス，門柱，固定遊具，大型ポール，小規模な構造物等を設ける場合には，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，台座，壁体，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第7章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動において幼児等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性，防犯性など安全性を考慮して計画し，設計することが重要である。
- (2) 幼児の誤っての接触や，教材・園具，遊具等による衝突などによる事故等の防止に十分に留意して，機器，操作装置等の設置位置，高さ，仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し，設計することが重要である。また，機器等の設置及び配管は，地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生じることのないよう計画し，設計することが重要である。

第2 照明設備

2 室内照明設備

- (4) 照明設備は落下防止措置を行うとともに，必要に応じ，破損防止の措置を講じることが重要である。特に，保育空間の照明設備は，必要に応じ，破損・落下防止の措置を講じるとともに，活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

第7 防災等設備

- (5) 防火シャッターについては，維持管理体制にも十分留意しつつ，幼児に対する危害防止対策として，閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ，音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

第4編 高等学校施設編

※本編は、高等学校施設整備指針の事故防止関連部分についての記述を中心に必要な見直しを加えたものである。

第1章 総 則

第1節 学校施設整備の基本的方針

4 健康的かつ安全で豊かな施設環境

生徒等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等によって良好な環境条件を確保するとともに、障害のある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮することが重要である。

第2節 学校施設整備の課題への対応

第4 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (2) 生徒等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 生徒の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画・設計を行うとともに、生徒が立ち入るべきでない場所については、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。

- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、生徒が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (3) 生徒の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。
- (4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各学校へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進することが重要である。

- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。
- (8) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点からの計画の策定

(1) 地域の高等学校施設整備計画や文教施設整備計画等との整合

当該地域における中・長期の高等学校施設整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。

4 計画的な整備の実施

(2) 長期間有効に使うための施設整備の実施

- ① 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

(3) 関係者の参画と理解・合意の形成

- ① 特色ある学習内容や教育方法等を反映し、地域と連携した学校運営が行われるよう、当該学校施設の整備に係る関係者の間で、企画の段階から十分な意見交換の場と機会を設け、理解と合意の形成に努めることが重要である。その際、学校建築や情報システムの専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。

また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。

このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (2) 建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。
- (5) 死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。

第2節 配置計画

第1 全体配置

2 配置構成

- (9) 防犯及び事故防止の観点から，死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- (1) 校舎等は，適切な階数の建物として計画することが望ましい。特に，高層建物として計画する場合は，生徒の日常及び緊急時の移動，物品の搬送等について十分検討することが重要である。

第5 その他の施設

1 門

- (1) 生徒の安全上及び教育上支障がなく，周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止，事故防止等の観点から，職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく，死角とならない位置に門を設置することが重要である。

4 サービス施設

- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は，適切な位置に，安全性に十分配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

2 動線等

- (4) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。

第5 共通空間

3 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。
- (2) 生徒の交流の場や作品等の展示などの場としての利用も考慮し、規模、空間構成等を計画することも有効である。
- (3) エレベーターを設ける場合は、必要な規模のエレベーターホール等の空間を、適切な位置に計画することが重要である。その際、階段との位置関係に留意することが重要である。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

4 安全・防犯対策

生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

5 複合化・高層化への対応

(2) 都市化の進展等に伴い、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

6 学校用家具

机やイス、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、多様な学習形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、生徒の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

(5) 特別教室・教科教室に付設される準備室は、教員の執務及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。

6 理科関係教室

(3) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保することが重要である。

(4) 薬品を安全に収納し管理することのできる空間を準備室内に設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

(7) 有害物質を浴びた場合等に備え、緊急用シャワーや洗顔装置等を設置することも有効である。

9 美術・工芸・書道関係教室

(1) 美術・工芸のための教室は、学習活動の内容に応じた適切な大きさの机等を活動しやすい間隔で配置し、美術・工芸作品の掲示・展示空間、材料、用具、制作途上の作品等の収納空間や流し等の設備の設置空間をコーナー等として設置できるような面積、形状等とすることが重要である。

(4) 製図室は、個別学習と教員の机間巡視に対応可能な机の配列とし、材料、用具等の収納のための家具、完成品等の保管、展示等のための家具などを設置できるような面積、形状等とすることが重要である。

(5) 工作用の機械等を生徒が安全に利用できるように動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。

- (6) 揮発性の高い塗料等の危険な材料，各種工具等を安全に保管し，また，制作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが重要である。
- (8) 美術・工芸・書道のための教室に隣接して，教材等の準備，材料や用具，機器等の収納のための準備室を計画することが重要である。

1 1 家庭関係教室

- (2) 必要に応じ，調理や被服に係る実習のための器材，道具，教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (7) 実習のための教室に隣接して，教材等の準備，材料や用具，機器等の収納のための準備室を計画することが重要である。また，必要に応じ，被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を準備室内等に設けることが望ましい。

1 2 専門教育関係教室

- (1) 専門教育における実験・実習に必要な家具，実験・実習設備を，安全に使用するための動作空間とともに配置できるような面積，形状等とすることが重要である。
- (3) 導入する実験・実習設備の寸法や操作のために必要な空間に留意し，室・空間の形状を計画することが重要である。また，必要に応じ，机，機器等の配置に留意しつつ二重床，床ピット等による配線，配管のための空間を確保することが望ましい。
なお，必要に応じ，薬品を安全に保管できる空間を計画することが重要である。
- (5) 廃液・排気ガスを発生する実験・実習室は，排水や換気を考慮した空間の形状や処理設備等の設置に留意して計画することが重要である。

第3 屋内運動施設等

2 屋内運動場

- (4) 上部を観覧席などとして計画する時は，行われる活動内容・活動形態に応じ，十分な面積，形状等とするとともに，十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等，安全性の確保を図ることが重要である。

4 屋内プール

- (2) 水深については，急激な変化のない適正な深さとするとともに，見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また，生徒の安全性，地域住民の利用等を考慮し，水深を可変とすることも有効である。
- (3) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また，排(環)水口には，蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに，配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し，吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (4) プールサイド及び通路等は，プール本体の大きさ等を考慮して，十分な広さを確保することが重要である。
- (6) 必要に応じ，安全管理のための管理室や，救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第5 共通空間

1 昇降口，玄関等

- (1) 出入口の幅を十分確保できるような形状等とすることが重要である。
- (2) 2足制とする場合は，下足箱，傘立て等の配置を考慮し，安全かつ円滑に出入りできる面積，形状等とすることが重要である。

2 便所，手洗い，流し等

- (5) 手洗い，流し等は，通行部分が濡れるような配置は避け，まとまりのあるコーナーとして計画することが望ましい。

4 廊下，階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とすることが重要である。特に，吹抜け等に面した階段では，墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
- (4) 廊下の曲がり角，廊下と階段の接続部等は，出会い頭の衝突防止に配慮し，見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。
- (5) 廊下の突き当たり部は，衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するように設計することが重要である。
- (2) 生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。また、本来、生徒が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。
- (3) 地震、暴風時等における家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため、適切な仕様、工法とするとともに、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。
- (4) 特に、学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

5 耐用性

- (1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるよう設計することが重要である。その際、生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するよう設計することが重要である。
- (4) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

- (3) 生徒の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。
- (4) 家具、設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じ配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。

2 材質

- (3) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを、設けることが重要である。
- (4) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃時の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。
なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。

- (7) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

3 天井、壁等

- (2) 壁には、生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。
- (3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が塗れやすい場合については、特に留意することが重要である。
- (4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

4 床

- (1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。
- (2) 階段は、段を確実に認識できるように、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。
- (3) 障害のある生徒、教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等が支障なく活動できるように、床には障害となる段差等を設けないことが重要である。
- (4) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。
- (5) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。また、大規模な機械・器機等が必要となる実験・実習等を行う室・空間の床についても、必要な強度を備えることが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (2) 生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して破壊、脱落等することのないよう、十分安全でかつ利用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。
- (5) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。
- (6) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすること

が重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、生徒の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (6) 墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、生徒の墜落防止等のため、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
- (7) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、安全であると錯覚しないように配慮した計画とし、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (8) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (9) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の生徒の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。
また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないよう敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。
- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるよう設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (5) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。防火シャッターについては、維持管理体制にも十分留意しつつ、生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

4 換気口等

- (3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

(1) 環境条件による影響に対し、十分な耐性のある設計とすることが重要である。

3 屋根、外壁等

(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。

(2) 生徒の活動空間に面する部分は、生徒の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。

(7) 犬走りやテラスその他生徒が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

1 共通事項

(1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や生徒の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。

(2) 生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、生徒の人体寸法にあった家具を計画することが重要である。

第6 その他

1 屋上

(1) 屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。

(2) 保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。

(4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。

(5) 屋上への出入口は、生徒が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。

(6) 塔屋等のタラップについては、生徒等が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー、テラス、吹抜け

(2) 円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さ十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。

(3) 笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

(1) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の付属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に揮発性のある消毒剤によりプール室の天井、壁等が腐食することのないよう留意することが重要である。特に、水槽は安全かつ衛生的であるとともに、維持管理のしやすいものとすることが重

要である。

- (4) プール及び付属施設の床は、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつよう設計することが望ましい。

4 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さで十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状とすることが重要である。
- (2) 廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。
- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。
- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。
- (5) 必要に応じ、設置高さ等に留意しつつ、障害のある生徒や教職員、保護者及び学校開放時の高齢者、障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下、階段の両側、便所などに設けることが望ましい。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性・防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (2) 屋外における活動内容及び生徒の人体寸法，動作寸法，行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (3) 現存する森，樹木，池等や自然の傾斜，段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することが望ましい。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (7) 屋上に運動施設を計画する場合は，安全管理面に十分留意しつつ，運動の内容等に適した機能を確保するよう形状，仕上げ等を計画することが重要である。その際，活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 フィールド・トラック

- (2) 構造及び仕様は，表面が平滑で，適度な弾力性を備え，また，適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (3) 表層部分の材料は，けがの防止，維持管理の方法，ほこりの発生防止等に十分留意しつつ，運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には，気候・土壌条件，維持管理方法を考慮し計画することが重要である。
- (4) 固定施設等は，生徒の発達段階，利用状況等に応じ，必要な種類，数等を検討して，十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に，朝礼台や金属のポール等は必要に応じ，カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また，生徒の想定外の使い方による落下，衝突，転倒などに配慮することが望ましい。
- (5) 固定施設等については定期的に安全点検を行い，破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。
- (6) 固定施設等は，設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し，陸上運動やサッカー等の球技などの実施に支障とならないよう周辺部にまとめて配置することが重要である。

4 屋外プール

- (2) 水深については，急激な変化のない適切な深さとするとともに，見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また，生徒の安全性，地域住民の利用等を考慮し，水深を可変とすることも有効である。
- (3) 水槽及び便所，更衣室，シャワー室等の附属施設の各部には，耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に，水槽は，安全かつ衛生的であるとともに，清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (4) プール及び附属施設の床には，十分な耐水性があり，濡れても滑りにくく適度

に弾力性のある材質とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

- (5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排(環)水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。
- (8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置等のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第5 その他の屋外施設

1 門

- (3) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。

2 囲障等

- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 生徒等が学習，生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し，十分な安全性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し，十分安全な構造を計画し，設計することが重要である。
特に，桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保できるよう設計することが重要である。
- (2) 気候の条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し，十分な耐久性を確保できるよう設計することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

3 非構造部材等の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。

第5 その他

3 屋外施設

- (1) フェンス，バックネット，大型ポール等を設ける場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 多様な学習及び生活の諸活動等において生徒等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性，防犯性など安全性を考慮して計画し，設計することが重要である。
- (2) 生徒の誤っての接触や教材・教具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して，機器，操作装置等の設置位置，高さ，仕様等を計画することが重要である。
- (3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し，設計することが重要である。また，機器等の設置及び配管は，地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生じることのないよう計画し，設計することが重要である。

第2 照明設備

2 室内照明設備

- (5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに，必要に応じ，破損防止の措置を講じることが重要である。特に，運動を行う室・空間の照明設備は，破損・落下防止の措置を講じるとともに，活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

第7 防災設備

- (5) 防火シャッターについては，維持管理体制にも十分留意しつつ，生徒等に対する危害防止対策として，閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ，音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。

第5編 特別支援学校施設編

※本編は、特別支援学校施設整備指針の事故防止関連部分についての記述を中心に必要な見直しを加えたものである。

第1章 総 則

第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針

3 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

幼児児童生徒の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保することが重要である。特に幼児児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しつつ、その健康の保持増進に配慮した快適な空間とするとともに、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

また、幼児児童生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、省資源・省エネルギーや自然環境等に配慮することが重要である。

第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応

第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

(2) 幼児児童生徒の障害の状態や特性、行動特性、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

(1) 幼児児童生徒の安全確保を図るため、学校内にあるすべての施設・設備について、幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。特に、情緒障害、自閉症又は注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等の障害との重複に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に十分配慮し、各々にとって十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。

(2) 地震、火災等の非常時において幼児児童生徒が安全かつ円滑に避難できるよう計画することが重要である。

(3) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、幼児児童生徒が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

(4) 幼児児童生徒の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう、配慮した計画とすることが重要である。

(5) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各学校へ導入することが重要である。

(6) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなる

よう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。

- (7) 学校や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進することが重要である。
- (8) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。
- (9) 学校施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な計画の必要性

(1) 地域内の特別支援学校や他の文教施設等の整備計画との整合

当該地域における中・長期の特別支援学校の整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、地域との連携等を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。

なお、病院等に併置する場合、又は他の文教施設等に分教室を設置する場合は、その整備計画との十分な連携を確保しながら当該学校施設の整備計画を策定することが重要である。

5 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。

7 関係者の参画と理解・合意の形成

- (2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。

このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

第2章 施設計画

第1節 校地計画

第1 校地環境

1 安全な環境

- (2) 建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や池などが無い安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。
- (5) 死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。

第2節 配置計画

第1 全体配置

2 配置構成

- (10) 防犯及び事故防止の観点から，死角が生じないよう各施設の配置を計画することが重要である。

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- (1) 校舎等は，できる限り低層の建物として計画することが重要である。
- (3) 校舎廻りの屋外空間を，安全管理面に十分留意しつつ積極的に取り入れた構成とすることが望ましい。

第3 屋外運動施設

1 施設位置

- (5) 建物の出入口から屋外運動場へ至る通路には，できる限り段差を設けないように計画することが重要である。

第5 その他の施設

1 門

- (1) 幼児児童生徒の安全上及び教育上の支障がなく，周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入防止や犯罪防止，事故防止等の観点から，職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく，死角とならない位置に門を設置することが重要である。

4 サービス施設

- (2) 設備系の諸室を別棟とする場合は，適切な位置に，安全性に十分配慮して配置することが重要である。

第3章 平面計画

第1 基本的事項

1 空間構成

(5) 安全かつ円滑な移動を可能とするようバリアフリー化を図ることが重要であり、同一階においては段差を設けず、平面移動が可能な計画とすることが重要である。やむを得ず段差が生じる場合は、適切なスロープ等を設置することが重要である。

(9) 建物内部から利用できるバルコニー、テラス、屋上その他の空間を、安全管理面等に十分留意しつつ、効果的に学習や生活に活用できるよう設置することが望ましい。

情緒障害、自閉症又はADHD等の障害との重複に対応した施設とする場合は、パニックや多動・衝動性等に配慮し、安全管理面に特に留意しつつ設置することが重要である。

2 動線等

(6) 教材、教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。

第4 動線空間

1 共通事項

(1) 幼児児童生徒の障害の状態や特性等を考慮し、安全かつ円滑な移動を可能とするようバリアフリー化を図りつつ、規模、配置等を計画することが重要である。

できる限り単純かつ明瞭な構成とすることが重要である。また、障害の状態や特性等を考慮し、出会い頭、すれ違う際などの衝突防止に配慮するとともに、指導の場としても有効となるように計画することが望ましい。

【視覚障害又は聴覚障害に対応した施設】：誘導設備等の設置を考慮して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒一人一人の多様な移動方法や移動能力等に応じて計画することが重要である。

3 廊下、階段等

(1) 廊下、階段等は、安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画することが重要である。また、廊下、スロープ等は、多様な移動方法に十分留意して計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：校舎内における位置認知の起点としての機能を持たせるように階段の位置等を計画することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：病院等に併置する場合、病院等との往來のための通路は、上屋の設置や車いす等での移動等を考慮した規模を確保することが望ましい。

(2) 階段には、十分な広さの階段ホールや踊り場等の空間を確保することが重要である。

(4) エレベーターやスロープ等は、利用目的に応じ必要な位置に階段との位置関

係に留意して計画することが重要である。

スロープについては、安全な斜度，十分な幅，始終点前面及び踊り場の余裕等を確保できるように，規模，配置等を計画することが重要である。

エレベーターについては，その輸送能力，利用状況等に応じ，必要な規模のエレベーターホール等の空間を計画することが重要である。

第4章 各室計画

第1 基本的事項

5 安全・防犯対策

幼児児童生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うことが重要である。

6 バリアフリー化

(1) 柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、突起物、支障物をなくすなど、鋭利な凹凸のない空間とし、多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。

7 複合化・高層化への対応

(2) 都市化の進展等に伴い、やむを得ず学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し十分に配慮した計画とすることが重要である。

8 学校用家具

机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の学校用家具については、高さや傾斜等の調整が可能なものや机面が広いものなど、障害の状態や特性、発達段階、多様な学習形態等に対応できるように数量、材質、形状等を各室と一体的に計画することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や学校用家具の転倒、幼児児童生徒の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の多様な移動方法を考慮し、高さ等の調節可能な机、棚などの家具を利用しやすいように設置できる計画とすることが望ましい。

第2 学習関係諸室

1 共通事項

(6) 特別教室・教科教室、自立活動関係教室に付設される準備室は、実験等の準備、教材作成、教材研究等教科に係る教員の執務及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。

2 普通教室

(4) 観察台、展示台等を、幼児児童生徒の活動空間とともに窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし、併せて、墜落防止に配慮することが重要である。

4 理科関係教室

(2) 教育機器の提示・設置スペースや収納スペースを適切に確保できるような面積、形状等とすることが重要である。また、観察、実験等に用いる器具、材料、

教材等を収納するための空間を計画することが重要である。

(5) 薬品を安全に収納し管理することのできる空間を準備室内に設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

(7) 有害物質を浴びた場合等に備え、緊急用シャワーや洗眼装置等を設置することも有効である。

7 図画工作・美術・工芸・書道関係教室

(1) 小学部における図画工作のための教室，中学部・高等部の美術，又は高等部の工芸のための教室は，教育機器の活用に留意しつつ，表現活動の内容や児童生徒の作業動作，利用する用具等に応じた適切な仕様の机や諸設備等を活動しやすいように配置することが重要である。

また，美術・工芸作品の掲示・展示空間，材料，用具等の収納空間や流し等をコーナー等として設置できるような面積，形状等とすることが重要である。

(4) 工作用の機械等を児童生徒が安全に利用できるように動作空間を計画しつつ，危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積，形状等とすることが重要である。

【知的障害に対応した施設】：児童生徒の実態等を考慮し，作業空間，運搬・移動のための空間，材料及び製作途中の作品の置き場等を計画する場合は，床面に各作業区域を表示することが有効である。

(5) 揮発性の高い塗料等の危険な材料，各種工具等を安全に保管し，また，制作途中の作品等を一時的に保管することのできる空間を準備室内等に設けることが重要である。

8 家庭関係教室

(2) 必要に応じ，調理や被服に係る実習のための器材，道具，教材・教具等を収納できる空間を，室内にコーナー等として計画することも有効である。

(7) 実習のための教室に隣接して，教材等の準備，材料や用具，機器等の収納のための準備室を計画することが重要である。また，必要に応じ，被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を準備室内等に設けることが望ましい。

10 作業学習関係諸室：【知的障害に対応した施設】

(2) 特に衛生面・安全面，換気等に留意し，十分な移動空間及び作業空間が確保できるような面積，形状等とするとともに，適切な照度を確保できるよう計画することが重要である。

(3) 機械等を安全に利用できるようにするために，危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置できる面積，形状等とすることが重要である。また，機械等の電源は，集中的に管理できるようにするとともに，機械等の種類及び作業内容等を考慮し，適切な床仕上げとすることが重要である。

第3 屋内運動施設等

2 屋内運動場

(4) 上部を観覧席などとして計画する時は，行われる活動内容・活動形態に応じ，十分安全な面積，形状等とするとともに，十分な高さや強度を持った腰壁や手

すりを設置する等，安全性の確保を図ることが重要である。

4 屋内プール

(2) 水深については，急激な変化のない適切な深さとするとともに，見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また，幼児児童生徒の安全性，地域住民の利用等を考慮し，水深を可変とすることも有効である。

(3) プールサイド及び通路等は，プール本体の大きさや利用する幼児児童生徒の障害の特性等を考慮して，十分な広さを確保するとともに，十分な耐水性があり，濡れても滑りにくい舗装とすることが重要である。また，危険な突起等がなく，適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：プールサイドは，水槽への転落防止等のために必要な措置に留意して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドは，車いす等での利用を考慮し，水槽への転落防止等のための措置や十分な広さとなるよう計画することが重要である。また，臥位，座位等での利用を考慮し，感触が良く滑らかな材質のものによる仕上げ部分を計画することが望ましい。

(4) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また，排（環）水口には，蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに，配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し，吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。

(6) 必要に応じ，安全管理のための監視室や，救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第4 動線空間

1 共通事項

(1) 幼児児童生徒一人一人が安全かつ円滑に移動できるよう，適切な配置，形状等とすることが重要である。また，複数の障害種に対応した施設とする場合は，相互の交流に留意しつつも，各々の日常的な動線が交錯しないよう，適切な配置，形状等とすることが重要である。

(2) 手すりやスロープ等の設置に留意して計画することが重要である。

(3) 安全な移動を可能とするよう幅や滞留スペースの規模を確保し，特に緊急時の階段ホール，スロープ端部，防火区画廻りの通行に十分留意して計画することが重要である。

2 昇降口，玄関等

(1) 出入口は，多様な利用者が安全かつ円滑に利用できるよう，段差を設けず，十分な幅を確保できるような形状等とすることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：昇降口部分は，誘導材・設備の設置等に留意しつつ，白杖による移動等に支障のない面積，形状等とすることが望ましい。また，移動経路に留意して，利用しやすい位置に杖を置くためのスペースを計画することも有効である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：昇降口部分は，車いすや補助用具等の多様な形態による移動に支障のない面積，形状等とすることが重要である。また，移動経路に留意して，利用しやすい位置に車いすや補助用具等を置くためのスペースを計画することも有効である。

- (2) 上，下足の履き替え方式をとる場合は，下足箱，傘立て等を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。

3 廊下，階段等

- (1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とするとともに，表面は滑りにくい仕上げとすることが重要である。

また，段差を解消するためのスロープの設置や発達段階等に応じた手すりの設置に十分留意して計画することが重要である。

さらに，階段は，幼児児童生徒が安全かつ円滑に昇降できるような蹴上，踏面，踊り場の寸法，形状等を計画することが重要である。特に，吹抜け等に面した階段では，墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：誘導材・設備の設置や多様な形態による移動に留意し，安全な幅員，形状等とすることが重要である。特に，防火区画廻りにおける日常時と緊急時の動線の設定に十分留意して計画することが重要である。

また，階段は，段の上端と下端を認識しやすくするため，明度，色相又は彩度の差を大きくしたり，材質を使い分けたりするなどの配慮をすることが重要である。

- (2) 廊下の曲がり角，廊下と階段の接続部等は，出会い頭の衝突防止に配慮し，見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。
- (7) 廊下の突き当たり部は，衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

第6 共通空間

1 便所，手洗い，流し等

- (3) 便所の手洗い部分については，衛生に配慮しながら，洗面室，洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。
- (5) 手洗い，流し等を設置する空間は，まとまりのあるコーナーとして計画し，幼児児童生徒の数，利用率等に応じた十分な数の水栓を適当な間隔，高さ・奥行きで設置できる面積，形状等とすることが重要である。また，通行部分が濡れるような配置は避けて計画することが重要である。

第5章 詳細設計

第1 基本的事項

1 安全性

(1) 教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、各部の細部に至るまで十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。

(2) 幼児児童生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うことが重要である。また、幼児児童生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保するため、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。

また、本来、幼児児童生徒が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：感触の異なる材質の材料や明度、色相又は彩度の対比を効果的に活用した設計とするとともに、聴覚による環境の認知が行いやすいよう音の反射等の活用を考慮した設計とすることが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：幼児児童生徒の病気の種類等により求められる環境が大きく異なることに十分留意し、適切な環境を確保できるよう設計することが重要である。

(3) 地震、暴風時等における家具の転倒、落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため、適切な仕様、工法とし、必要に応じて家具等を配置する部分の補強、確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。

(4) 特に、やむを得ず学校施設を高層化する場合には、非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。

4 耐用性

(1) 当該地域の気候的条件、各室・空間の利用内容等により必要とされる耐候性、耐用性等を備えるように設計することが重要である。その際、幼児児童生徒の多様な行動や頻繁な使用に対し、十分な耐用性を確保するように設計することが重要である。

(3) 上階部の外部や吹抜け等に面した窓拭き、換気扇の清掃等の日常的なメンテナンスの方法等を考慮し計画することが重要である。

第2 内部仕上げ

1 共通事項

(3) 幼児児童生徒の活発な活動、家具、教育機器等の頻繁な移動等を考慮し、十分な安全性、強度及び必要な吸音性を持つ材質、工法等とすることが重要である。

(4) 家具、遊具その他の設備等について、明確な配置計画を策定し、必要に応じて配置予定部分の床、壁、天井等を補強し、確実に固定するための措置を講じるように設計することが重要である。

2 材質

(1) 床には滑りやすい材質のものの使用を避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

(2) 水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には、清掃等の維持管理の方法に留意しつつ、耐水性、耐湿性及び耐食性に優れ、かつ、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。

(6) 壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性をもち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、プレイルームや身体の動きに関する指導を行う空間など身体的な活動を活発に行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。

なお、必要に応じて、幼児児童生徒の衝突・転倒時の衝撃を和らげる材質のものを使用することが重要である。

【**肢体不自由又は病弱に対応した施設**】：臥位、座位での活動等を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材料を使用することが重要である。

3 天井、壁等

(2) 壁には、幼児児童生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。

また、幼児児童生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。

【**知的障害又は肢体不自由に対応した施設**】：動作の模倣や動作等の学習のために大鏡の設置を計画する場合は、安全性の確保に配慮した仕様とすることが重要である。

(3) 柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。

(4) 運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。

4 床

(1) 床には、気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや、これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には、必要に応じ、適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。

【**視覚障害に対応した施設**】：やむを得ず段差の生じる部分には、幼児児童生徒が容易に段差を認知できるような措置を講ずることが重要である。

【**肢体不自由又は病弱に対応した施設**】：床には、車いす等の通行の支障となるような隙間を生じないように計画することが重要である。

(2) 階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。

(3) 結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ま

しい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。

- (4) 運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とすることが重要である。また、大規模な機械・機器等が必要となる実験・実習等を行う室・空間の床についても、必要な強度を備えることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：壁への衝突を防止する上で、壁周辺の床に適度の傾斜をつけることも有効である。

- (8) 階段は、幼児児童生徒の身体の動きに関する状態や発達段階等を考慮し、昇降しやすい一定の踏み面、蹴上げの寸法を設定するとともに、踏み面には、転倒やスリップ防止等のために滑りやすい材料を使用することは避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。その際、弱視児等が階段の各段を容易に認知できるような措置を講じることが重要である。

また、スロープは、車いす利用者だけでなく、多様な利用者が安全で使いやすいように、適切な勾配、手すりの設置等に配慮するとともに、滑りやすい材料を使用することは避け、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

第3 開口部

1 共通事項

- (2) 幼児児童生徒の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して破壊、脱落等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、幼児児童生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒が誤って外出することを防止するための措置を講じることが望ましい。特に、2階以上の階からの墜落等の事故が発生しないよう十分留意することが重要である。

- (6) ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの安全性能を生かし、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。

また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。

情緒障害、自閉症又はADHD等の障害との重複に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、安全対策に十分配慮して計画することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：弱視児等がガラスを容易に認知できるような措置を講じることが重要である。

- (7) 幼児児童生徒が開閉する窓、出入口等のクレセントやノブ等の開閉装置は、操作しやすい仕様のもので、幼児児童生徒の実態等に応じた高さに設計することが重要である。

【知的障害に対応した施設】：幼児児童生徒の開閉による飛び出しや墜落等の事故が発生しないよう、安全対策に十分配慮して設計することが重要である。

- (8) 扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。

2 窓

- (1) 利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。
- (2) 見通しの機能を持たせる窓は、幼児児童生徒の目の高さを勘案して、高さ等を設定することが重要である。その際、車いす利用の幼児児童生徒の視線の位置に留意することが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、光の方向に留意した適切な位置に設計することが重要である。
- (7) 墜落のおそれのある窓は、腰壁の高さを適切に設定し、窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、幼児児童生徒の墜落防止のために、窓面に手すりを安全な高さに設けること、開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
【知的障害に対応した施設】：必要に応じ、中間に開放ストッパー等を設けることが望ましい。
- (8) 庇を設ける場合には、屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際、高さや材質、大きさ等について、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。
- (9) 天窓については、夏季における温度の上昇、材料の性能劣化、地震時の破損・落下等について留意して計画することが重要である。
- (10) 人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。

3 出入口

- (1) 出入口の幅は、非常時の幼児児童生徒の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。
また、敷居部分に通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないよう敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具の使用等多様な移動方法に応じた必要かつ十分な幅を計画することが重要である。なお、必要に応じ、開閉時の安全性に十分留意しつつ、適所を自動扉とすることも有効である。
- (2) 出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。
- (3) 屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるように設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。
- (4) 屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等については、開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。特に、防火シャッターについては、維

持管理体制にも十分留意しつつ、幼児児童生徒に対する危害防止対策として、閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ、音や光による注意喚起装置を設置することが重要である。

また、避難動線上にある防火戸は、避難時の開閉及び通行に十分留意して設計することが重要である。

4 換気口等

(3) 日常使用しない床下点検口等の扉は、簡単に開かない仕様とすることが重要である。

第4 外部仕上げ

1 共通事項

(1) 環境条件による影響に対して十分な耐性のある設計とすることが重要である。

3 屋根、外壁等

(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。

(2) 幼児児童生徒の活動空間に面する部分は、幼児児童生徒の活発な活動に対し十分安全な形状等とすることが重要である。特に、壁や柱などの出隅部分は、幼児児童生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。また、情緒障害、自閉症又はADHD等の障害との重複に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮して特に安全な形状等とすることが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：壁や柱などの出隅部分は、幼児児童生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。

(4) 犬走りやテラスその他幼児児童生徒が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。

第5 学校用家具

(1) 書棚、可動式物入れ、その他の重量物等は重ねないことを原則とし、地震時や幼児児童生徒の衝突等による力で転倒や落下等しないようにすることが重要である。

(2) 幼児児童生徒の多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保されるとともに、高さや傾斜等の調整が可能なものや机面が広いものなど、幼児児童生徒の障害の状態や特性、発達段階、人体寸法にあった家具や遊具等を計画することが重要である。

また、教室等の使い方を多様にするため、適切な可動式家具を設置するなどの工夫も有効である。

第6 その他

1 屋上

(1) 屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。

(2) 保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。

(4) 屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全

性を確保した計画とすることが重要である。

- (5) 屋上へので出入口は、幼児児童生徒が容易に出ることのないよう適切な施錠管理を行うことが重要である。
- (6) 塔屋等のタラップについては、幼児児童生徒が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。

2 バルコニー、テラス、吹抜け

- (2) 円滑な移動と墜落防止のために、適切な高さで十分な強度を持った腰壁や手すりを設置することが重要である。
- (3) 笠木や手すりは、勾配を適切に設定するなど、上部に物が置けない形状とすることが重要である。

3 屋内プール

- (1) 水槽、附属施設等の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に消毒剤の気散によりプール室の天井、壁等が腐食しないように留意することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (3) プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくく適度に弾力性のある材質とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

4 手すり

- (1) 階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さで十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、幼児児童生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。

情緒障害、自閉症又はADHD等の障害との重複に対応する場合は、パニックや多動・衝動性等を考慮し、墜落防止等の十分な安全性を確保することが重要である。

- (2) 廊下・階段等の手すりは、幼児児童生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状とし、幼児児童生徒の体格等に適した高さに連続して設置することが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の使用など、多様な移動方法等に適した高さに設置することが重要である。

- (3) 階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。

【知的障害、肢体不自由又は病弱に対応した施設】：必要に応じ、幼児児童生徒の一人歩き用の手すりを設置することも有効である。

- (4) 手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要である。

【視覚障害に対応した施設】：幼児児童生徒への位置や進行方向の状況、手すりの終端等必要な情報を伝達するための措置を講じることが望ましい。

第6章 屋外計画

第1 基本的事項

1 教育的環境の向上

- (1) 防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し、設計することが重要である。
- (3) 幼児児童生徒の障害の状態や特性、発達段階等に応じた人体寸法、動作寸法、行動特性との適合に配慮して各施設部分を計画し、設計することが重要である。複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を考慮しつつ、各々の利用にとって妨げとならないよう各施設部分を計画することが重要である。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等での活動や移動に十分留意して設計することが重要である。
- (4) 幼児児童生徒の自然体験を豊かにするため、防災性、防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ、現存する森、樹木、池等や自然の傾斜等を有効に活用するように各施設部分を計画し、設計することも有効である。

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (7) 屋上に運動施設を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確認するように形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 屋外運動場

- (3) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (4) 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、車いすや補助用具等の多様な形態による移動等に十分留意しつつ、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
【視覚障害に対応した施設】：足触りのよさについても配慮することが望ましい。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等を使用しての利用に十分留意して計画することが重要である。
- (5) 固定施設等は、幼児児童生徒の障害の状態や特性、発達段階、利用状況等に応じ必要な種類、数等を検討して、幼児児童生徒のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、幼児児童生徒の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等を使用しての利用に十分留意して選定することが重要である。
- (6) 固定施設等については、定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等

日常的な維持管理を行うことが重要である。

- (7) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上運動やサッカー等の球技などの実施に支障とならないよう周辺部等にまとめて配置することが重要である。

3 幼児児童用屋外運動場等

- (3) 各部は、幼児児童生徒のみで利用しても十分な安全性を確保できるように留意して計画することが重要である。
- (6) 固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児児童の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。
- (7) 幼児児童の興味や関心、遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。
- (9) 揺れ、回転、滑降等を伴う固定施設の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。

5 屋外プール

- (2) 水深については、急激な変化のない適正な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、幼児児童生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。
- (4) 水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとすることが重要である。
- (5) 適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。
- (6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさや利用する幼児児童生徒の障害の特性等を考慮して、十分な広さを確保するとともに、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい舗装とすることが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。

【視覚障害に対応した施設】：プールサイドは、水槽への転落防止等のために必要な措置に留意して計画することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：プールサイドは、車いす等での利用を考慮して、必要な規模を確保することが重要である。また、感触が良く滑らかな材質のものによる仕上げ部分を計画することが望ましい。

- (8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。

第4 緑地

2 樹木

- (6) 安全性に留意しつつ、幼児や小学部低学年児童が木登りなどの遊びをできる樹種を選定することも有効である。

第5 その他の屋外施設

1 門

(5) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるように計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。

3 囲障等

(6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

第7章 構造設計

第1 基本的事項

1 安全性

- (1) 幼児児童生徒が学習，生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し，十分な安全性を確保するように計画し，設計することが重要である。
- (3) 多様な学習内容・形態に対応する上で必要とされる学校固有の空間の構築に対し，十分安全な構造を計画し，設計することが重要である。
特に，桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。

2 耐久性能

- (1) 経年に対する十分な耐用性を確保できるよう設計することが重要である。
- (2) 気候的条件や地理的特性等の環境条件による影響に対し，十分な耐久性を確保できるよう設計することが重要である。

第4 既存施設の耐震化推進

3 非構造部材等の耐震化対策

屋内運動場や校舎等における天井材，体育器具，照明器具，電気・機械設備機器，家具等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い，破損・落下等による危険のないように十分な耐震対策を講じることが重要である。

第5 その他

3 屋外施設

- (1) フェンス，バックネット，大型ポール等を設ける場合においては，基礎の根入れ深さを適切に設定し，基礎，支柱等の各部材，接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。

第8章 設備設計

第1 基本的事項

1 安全性

(1) 多様な学習及び生活の諸活動等において幼児児童生徒の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性，防犯性など安全性を考慮して計画し，設計することが重要である。

複数の障害に対応した施設とする場合は，各々の障害の特性等に留意し，施設設備の安全性及び機能性等を十分に考慮して計画し，設計することが重要である。

【肢体不自由又は病弱に対応した施設】：車いすや補助用具等の多様な移動方法で活動する幼児児童生徒の動きを妨げることのないよう，配管，配線とそのカバー，設備の中継機器等を計画し，設計することが重要である。

(2) 幼児児童生徒の誤っての接触や，車いす，遊具等の衝突などによる事故等の防止に十分留意して，機器，操作装置等の設置位置，高さ，仕様等を計画することが重要である。

(3) 機器等は十分堅牢なものとなるよう計画し，設計することが重要である。また，機器等の設置及び配管は，地震時等においても事故や落下・転倒等による危険の生じることのないよう計画し，設計することが重要である。

第2 照明設備

2 室内照明設備

(5) 照明設備は落下防止措置を行うとともに，必要に応じ，破損防止の措置を講じることが重要である。特に，運動を行う室・空間の照明設備は，破損・落下防止の措置を講じるとともに，活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。

第7 防災設備

(5) 防火シャッターについては，維持管理体制にも十分留意しつつ，幼児児童生徒に対する危害防止対策として，閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ，音や光による注意喚起装置を設置することが重要である。

参 考 資 料

- 学校施設整備指針に関する調査研究について
- 学校施設整備指針の改訂等に関する審議の経過

学校施設整備指針策定に関する調査研究について

平成18年 6月19日

官 房 長 決 定

平成18年 7月11日一部改正

平成18年10月16日一部改正

平成19年 8月 1日一部改正

平成20年 5月13日一部改正

平成20年 7月 9日一部改正

1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設整備についての在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設整備の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

3 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成18年6月19日から平成21年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者名簿

氏名	職名
伊藤 惠津子	市川市立第一中学校長
岩井 雄一	東京都立青鳥特別支援学校長
○上野 淳	首都大学東京基礎教育センター長
海野 剛志	川崎市教育委員会総務部教育施設課長
衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授
長田 美紀子	山中湖村立山中小学校長
小松 郁夫	玉川大学大学院教育学研究科教授
今野 雅裕	政策研究大学院大学副学長
新保 幸一	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
高際 伊都子	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
◎辻村 哲夫	近大姫路大学教育学部長
長澤 悟	東洋大学工学部教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所教授
中村 和彦	山梨大学教育人間科学部准教授
成田 幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
福本 雄吉	東京都立石神井高等学校長
増谷 信一	元（社）日本PTA全国協議会副会長 千葉県PTA連絡協議会相談役
松村 和子	文京学院大学人間学部教授 文京学院大学ふじみ野幼稚園長
宮崎 英憲	東洋大学文学部教授、自閉症協会副会長
屋敷 和佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻科准教授
山重 慎二	一橋大学大学院経済学研究科准教授
山西 潤一	富山大学理事・副学長

(以上23名、五十音順、敬称略)

(◎：主査 ○：副主査)

学校施設整備指針策定に関する調査研究
学校施設安全対策部会

氏名	職名
石崎 一記	東京成徳大学教授
海野 剛志	川崎市教育委員会総務部教育施設課長
杉本 裕	独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部学校安全課課長
● 長澤 悟	東洋大学工学部教授
成田 幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
福田 卓司	株式会社日本設計第3設計建築群副群長
矢萩 恵一	足立区立西新井第一小学校長
吉村 英祐	大阪工業大学工学部教授
渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部教授

(以上9名、五十音順、敬称略)

(●：部会長)

(参考)

学校施設整備指針策定に関する調査研究
学校施設安全対策部会
報告書検討ワーキンググループ

氏名	職名
長澤 悟	東洋大学工学部教授
福田 卓司	株式会社日本設計第3設計建築群副群長
渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部教授

(以上3名、五十音順、敬称略)

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議の検討経緯 (学校施設安全対策関連)

第1回 生活安全部会学校施設安全対策部会合同会議 (平成20年8月6日)

- ・ 部会長の選任について
- ・ 学校における今後の安全対策の視点について－転落防止を中心として－ 等

第2回 生活安全部会学校施設安全対策部会合同会議 (平成20年8月26日)

- ・ 「学校における転落事故防止の留意点」(案)について 等

「学校における転落事故防止の留意点」取りまとめ

(平成20年8月29日 20ス学健第16号 学校健康教育課長及び施設企画課長 (通知))

第3回 学校施設安全対策部会 (平成20年10月9日)

- ・ 背景整理
 - ・ 災害共済給付事例から見た施設に係る事故の概要
杉本 裕 独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全部学校安全課課長
 - ・ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針の概要
国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課
- ・ 学校施設における今後の事故防止の視点について (論点整理) 等

第4回 学校施設安全対策部会 (平成20年11月4日)

- ・ 学校施設における事故防止の留意点 (素案) について 等

<報告書検討WG (第1回) 開催> (平成20年11月18日)

第57回 学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

(平成20年11月25日)

- ・ 学校施設における事故防止の留意点(第一次報告) (素案) について 等

<報告書検討WG (第2回) 開催> (平成20年12月2日)

第5回 学校施設安全対策部会（平成20年12月4日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（第一次報告）（案）について 等

第58回 学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

（平成20年12月16日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（第一次報告）（案）について 等

第6回 学校施設安全対策部会（平成21年1月27日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（素案）について
- ・ 学校施設整備指針の改訂（案）について 等

第7回 学校施設安全対策部会（平成21年2月4日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（案）について
- ・ 学校施設整備指針の改訂（案）について 等

第59回 学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

（平成21年2月16日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（素案）について
- ・ 学校施設整備指針の改訂（案）について 等

第8回 学校施設安全対策部会（平成21年3月8日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（案）について
- ・ 学校施設整備指針の改訂（案）について 等

第60回 学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議

（平成21年3月23日）

- ・ 学校施設における事故防止の留意点（案）について
- ・ 学校施設整備指針の改訂（案）について 等